

(設問1)

1 取締役の選任は、株主総会において行うものであり、(会社法301条1項)、22年総会では、かかる規定に従って取締役4名の選任が行われ、そのうち1名の定款では、取締役選任決議について定足数を議決権の3分の1とし、議決権の過半数をもって決議を行う旨を定めているが(定款14)、この規定は会社法に反するものではなく、有効である(注341果)。

2 もとも、本問では、出席株主の議決権の数は77万6千と決り、定足数を満たしているものの、決議の方法は、この過半数で得た者が議決権の4人に達しない限り、4人に達した時点で他の者の得票数に拘らず取締役となる者が確定するというものであり、この点では、たとえ得票数の多い者が1人に達しない限り、取締役となることのできないものであるが、妥当としない。

(1) この点について、本問の選任方法を禁止する明文の規定は存在しない。また、株主総会においては、明文の規定がない事項については議長の議事整理権が与えられている(315条)、右記の裁量で認められる。よって、取締役の選任方法が議長の裁量権に抵触する場合に、かかる選任方法は不当となる。(6人)

(2) 本問では、過半数の賛成を得た者は、A、B、C、D、P、Q、Rであり、定款において取締役の人数は6名までとされているが(定款14)4名を選任するという議題の下で行われている以上、選任7名は4名である。よって、同定款の累積投票制度(会社法322条)については用いないとされているが(定款14)、これは会社法上認められる唯一の

決まりではない(事案の趣意で決まっている) ①の同名定款で301条2項の旨を整理すると、決議要件の趣意から、定数は6名で(定数は301条2項)に要するが、選任

特別の選任方法の定めでありこれを除外していることは、主として通常の多数決をもって取締役を選任すべきとの意思で定められたものである。また、過半数の得票があった者の数が選任される人数をこの場合にもは、より多くの票を得た者を取締役に選任する方が、公平とされ、株主の意思を反映することになる。よって、甲社においては、取締役の選任について、議決権ではなく、得票数順で議決を行うべきであった。これに違反した22年総会の議決方法は、議長の裁量権を逸するものであった。

(3) (1)かつ、本問に於ける22年総会における取締役の選任は、妥当なものとはいえない。

(設問2)(1) 取締役の選任は、要件が満たされている。

1 本件貸付はとあるが、阻止された。かかる行為は「取締役」の利益相反行為(会社法365条1項2号、365条1項)と、「証券に違反する行為」にあつたとして取締役の違法行為の禁止の旨に、この被保全債権と侵害行為(民事保全法27条1項)の中に入ることが考えられる。なお、Aは、少なくとも平成20年頃から株主としており、この「大筋月」前から9年ほど株主としており、法365条1項2号、Fも監査役であったから、法365条1項2号に基づいてかかる請求をすることができ、

2 本問では、甲が乙に、本件貸付を行っており、乙は、甲の取締役たるPが一人株主であり、Pと同様のことを行っている。よって、本件貸付は、「取締役が自己...のため株主と取引すること」(35条1項23)にあたり、これについて、説明不足であったとしてFが主張を述べたことより、取締役会において「重要な事項」が関与したと

+ 甲が乙に貸付したことは、

✓ AとFの取締役は、この点で最初から株主に

見本

A・Fの貸付金

貸付金 → 貸付 → 貸付金 Fの貸付金

見本

第1問

1. 本件貸付金は、H-D.P.の「役員等」の行った任意解
怠行為であることと理由に、423条1項の責任追及も了。なお、Aは
上述の「正」674条から3項を根拠に「任意解怠」として849条1項に
基き、Fは「任意解怠」として849条1項に基き、~~任意解怠~~ 訴えを提起した。
2. ~~任意解怠~~ 本件貸付金に關し、H-D.P.の任意解怠が認められること
から、423条1項では、利益相反行為の規定に違反し、会社に損害を
与えた場合には、任意解怠が推定されることと定められている。
本問では、本件貸付金の返済が完了している以上、15使用の
「任意解怠」は、~~任意解怠~~ である。よって、Hは、「決定した取締役」(17項29)として、Dは
「承認の決議に賛成した取締役」(17項29)として、Pは「第358条1項の
取締役」(423条1項15)に基き、任意解怠を主張できる。又
して、これを覆うような事情は存在せず、認解権は認められる。
3. 損害及び因果関係も認められ、Pについては無過失責任であり(428条1項、
HとDについては賠償事由が存在しない事情も認められる。
4. したがって、A・Fの請求は認められる。
第2 429条を以て
1. 上述のとおり、H-D.P.は429条の「役員等」として、同条責任を負うから、
主として、同項の責任は、会社の利益に支障を及ぼす地位にある取締役の職務の生
要性にかかると、取締役の責任を負うべきものである。よって、「悪意又は重大な
は、任意解怠に必要とされ、損害には間接損害も含め、第358条1項に基
きも含まれる。
2. H-D.P.には、上述のように任意解怠が認められること、少なくとも、これに
基づき金損失が認められること、甲が本件貸付金の返済を受ける権利

第1問

1. 本件貸付金は、H-D.P.の「役員等」の行った任意解
怠行為であることと理由に、423条1項の責任追及も了。なお、Aは
上述の「正」674条から3項を根拠に「任意解怠」として849条1項に
基き、Fは「任意解怠」として849条1項に基き、~~任意解怠~~ 訴えを提起した。
2. ~~任意解怠~~ 本件貸付金に關し、H-D.P.の任意解怠が認められること
から、423条1項では、利益相反行為の規定に違反し、会社に損害を
与えた場合には、任意解怠が推定されることと定められている。
本問では、本件貸付金の返済が完了している以上、15使用の
「任意解怠」は、~~任意解怠~~ である。よって、Hは、「決定した取締役」(17項29)として、Dは
「承認の決議に賛成した取締役」(17項29)として、Pは「第358条1項の
取締役」(423条1項15)に基き、任意解怠を主張できる。又
して、これを覆うような事情は存在せず、認解権は認められる。
3. 損害及び因果関係も認められ、Pについては無過失責任であり(428条1項、
HとDについては賠償事由が存在しない事情も認められる。
4. したがって、A・Fの請求は認められる。
第2 429条を以て
1. 上述のとおり、H-D.P.は429条の「役員等」として、同条責任を負うから、
主として、同項の責任は、会社の利益に支障を及ぼす地位にある取締役の職務の生
要性にかかると、取締役の責任を負うべきものである。よって、「悪意又は重大な
は、任意解怠に必要とされ、損害には間接損害も含め、第358条1項に基
きも含まれる。
2. H-D.P.には、上述のように任意解怠が認められること、少なくとも、これに
基づき金損失が認められること、甲が本件貸付金の返済を受ける権利

任意解怠の責任

第1問

常に支障が生ずることにあり、標主が「自ら」これを「閉鎖」するべきと、この
と任意解散の間には因果関係が認められる。また、Aは標主で
あり、~~「第3条」~~「第3条」にある。

3. よって、Aは429条責任を負うことになる。 429

〔設問3〕 議案①について

1. 平成23年総会では、監査役として出席したFは、監査役の選任について志
見を述べようとしたところ、議長がこれを制止していた。この場合、345条
4項・1項の取締役の意見陳述の機会を奪うものであること~~と~~、するおそれ
議の方針が完全に覆る（811条13）したことを理由に、かかる株主総会の
取り消しの訴え（811条13）を提起することができる。

2. もともと、採決の結果、議案①について、過半数の賛成を得たことが決
まれている。否決決議については、（2）の効力が発生しない。よって、~~「否決」~~
否決決議が効力として取り消すことができない。株主総会の決議（即ち採決）
の意義が問題となる。

（1）株主総会の取消の訴えについては、決議の日から3ヶ月以内の期間が定めら
れている（811条13）。この期間の起算は、811条13（811条13）に
決議（即ち採決）の効力が発生することを前提とする。よって、否決
決議については、新たに法律関係が生じるものではない。上記のような規則
を反してはならない。よって、否決決議については、811条13の「株主総会
決議」にはあたらないと考える。

（2）したがって、議案①の取消の効力は、AとFの主張は争
ではない。

〔設問3〕 議案②について

第1問

1. 訴訟要件について

（1）Aは、議案②について、上述のように、Fの志見~~「陳述」~~陳述の機会を
奪われたことを理由に、株主総会決議の取消を求めようとする。もともと、か
る瑕疵は、Fの機会が奪われたことを理由とするので、Aは（1）の訴え
の提起が認められる。この場合、Aは「株主」として原告資格
が認められる。

ア. とも、株主総会決議の取消訴訟は、決議の公正
を確保することに趣旨がある。として、監査役の意見陳述も、決議の公正
の公正さを確保するために認められ、制度であることから、これを奪われた
場合には当該総会の内容が決議の公正を欠くおそれがあるとして、
また、監査役の意見陳述の機会が奪われた旨も、趣旨が奪われ、株
主になるという。

イ. よって、Aは原告資格が認められる。

ウ. したがって、生計異議A間の3ヶ月以内である。Aはこれに訴え要件を
満たす。

（2）Fは、議案②が取り消されたことにより、監査役の権利義務を有すること
になった（345条1項、346条1項）。規定により、監査役としての権利義務を
有する者（811条13項）に当たり、原告資格が認められる。

よって、訴え提起が3ヶ月以内である。また、Fについても訴え要件
を満たす。

2. よって、HからFが志見陳述権を奪った行為は、345条4項・1項とい
う決議の方針が完全に覆る（811条13）したことを理由に、取消の訴えが提起
されたことから、裁量棄却（同項）は成立しない。よって、A-Fの訴えは成立する。

平成29年会社法

答案メモ

第1 設問1 (1)

- ☐ 「設立中の会社」とは
- ☐ 発起人の権限は
- ☐ 設立費用とは
 - ☐ 条文
- ☐ 判例について
 - ☐ 大判昭和2・7・4 (百選7)
- ☐ 自説 (判例の立場か否か)
 - ☐ 判例の立場の場合の結論
 - ☐ 判例に反対の場合の結論

第2 設問1 (2)

- ☐ 本件機械の購入は何にあたるのか
- ☐ 定款に記載のない財産引受けについて
 - ☐ 財産引受の条文
 - ☐ 財産引受規制の趣旨
 - ☐ 最高裁昭和28・12・3
 - ☐ 効力
 - ☐ 無効主張できる者
- ☐ 追認の可否について
 - ☐ 最高裁昭和42・9・26

(判例に賛成する立場から)

- ☐ 甲社が本件機械の引渡を受けるために取ることができる方法
 - ☐ 新たに契約するとして会社法の手続は
 - ☐ 会社法467条1項5号, 309条2項11号
 - ☐ 増額請求に対する対応は

(判例に反対)

- ☐ 会社としておこなうべきことはあるか

- ☐ 増額請求に対する対応は

第3 設問2

- ☐ 条文について
 - ☐ Gの原告適格は
- ☐ Kが議決権を行使したこと (①)
 - ☐ 条文の指摘
 - ☐ 代理人による議決権の行使について (会社法310条1項)
 - ☐ 乙社定款第16条
 - ☐ 最高裁昭和43・11・1
 - ☐ Kは議決権行使することができるか
- ☐ Jの説明 (②)
 - ☐ 株式の併合の際に行わないといけないこと
 - ☐ 条文の指摘
- ☐ Iに議決権を行使させなかったこと (③)
 - ☐ 条文の指摘
 - ☐ 最高裁昭和42・9・28
 - ☐ 株式譲渡の対抗要件 (会社法130条1項)
- ☐ Cが議決権行使していることについて (④)
 - ☐ 条文
 - ☐ 特別の利害関係の意義
- ☐ 無効事由について
 - ☐ 少数株主を会社から締め出す目的で行われた株式併合

第4 設問3

- ☐ 端数が生ずるときの処理手続
- ☐ 反対株主の株式買取請求
 - ☐ Lは株主総会への入場を認められていない
(設問2で対抗要件にあたらぬ)
 - ☐ 結論
(設問2で対抗要件にあたる)
 - ☐ 株主総会の基準日以前に名義書換を怠った株主にあたるか